

前金	部分払
有	一回

令和6年度営消総第6号

旧津市北消防署解体工事

工事場所	津市 栗真中山町 地内														
工 期	令和6年10月21日まで														
工事概要	解体 旧津市北消防署 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2階建 延面積726㎡ 外構 ※上記に係る解体工事 一式														
<table><tr><td>部長</td><td>参事</td><td>営繕課長</td><td>調整・建築営繕担当主幹 検算者</td><td>建築営繕担当 照査責任者</td><td>担当</td><td>設計者</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>設備担当副参事</td><td>設備担当 検算者</td><td>設備担当 照査責任者</td><td>担当</td><td>設計者</td></tr></table>		部長	参事	営繕課長	調整・建築営繕担当主幹 検算者	建築営繕担当 照査責任者	担当	設計者			設備担当副参事	設備担当 検算者	設備担当 照査責任者	担当	設計者
部長	参事	営繕課長	調整・建築営繕担当主幹 検算者	建築営繕担当 照査責任者	担当	設計者									
		設備担当副参事	設備担当 検算者	設備担当 照査責任者	担当	設計者									

[illegible]

[illegible]

解体					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単位	金 額	備 考
直接仮設		1	式		
計					
建物解体	建物解体	1	式		
計					
外構その他解体	外構その他解体	1	式		
計					
設備撤去	電気設備撤去	1	式		
設備撤去	機械設備撤去	1	式		
計					
発生材処分		1	式		
計					
構内整備		1	式		
計					

津市建設部營繕課

解体						
解体		建物解体			建物解体	
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
建物上屋解体	鉄筋コンクリート造 集積共	200	m ³			
建物上屋解体	鉄骨造 集積共	267	m ²			
建物基礎解体	鉄筋コンクリート造・鉄骨造共 敷均し、集積共	138	m ³			
コンクリート土間解体	犬走り、集積共	111	m ³			
内部造作材撤去	建具撤去、造作棚等撤去、集積共	742	m ²			
ガラス撤去	集積共	141	m ²			
石綿含有成形板 撤去	天井材 石綿板、ケイ酸カルシウム板、 フレキシブルボード 集積共	53.9	m ²			
石綿含有成形板 撤去	壁材 フレキシブルボード 集積共	293	m ²			
石綿含有成形板 撤去	床材 ビニル床シート、クッションフロア 集積共	185	m ²			
石綿含有成形板 撤去	床材 ビニル床タイル 集積共	18.9	m ²			
石綿含有外壁 吹付材除去	(乾式)集塵装置付デイスカグラインダーク レン工法 撤去面積 409m ² 程度 養生費、撤去費、安全管理費共	1	式			
石綿含有モルタル除去	工具にてタイル含め研り後、(乾式) 集塵装置付デイスカグラインダークレン工法 撤去面積 床38m ² 、壁47m ² 程度 養生費、撤去費、安全管理費共	1	式			
RC杭引抜き	φ300 L=5,000×78本 L=6,000×4本 杭頭出し、重機・機材運搬費、 諸経費共	1	式			
埋戻し(A種)	－ 川砂の類	29.3	m ³			
埋戻し(A種)	－ 山砂の類	67.9	m ³			
埋戻し(B種)	小規模土工 発生土	60	m ³			
計						

解体		外構その他解体		外構その他解体		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
側溝撤去	U150 集積共	47.9	m			
花壇1撤去		1	式			別紙 00-0004
花壇2撤去		1	式			別紙 00-0005
フラッグポール撤去		1	式			別紙 00-0006
防災倉庫撤去		1	式			別紙 00-0007
西側倉庫撤去		1	式			別紙 00-0008
単管上屋撤去		1	式			別紙 00-0009
ホース乾燥台撤去		1	式			別紙 00-0010
機械基礎撤去	東側室外機基礎 1,100×700×h250 西側室外機基礎 620×970×h200 サンジェルマ基礎 800×820×h200 発電設備基礎 1,200×1,800×h200 浄化槽基礎 1,750×1,750×h200	1.5	m ³			
アスファルト 舗装とりこわし	集積共	787	m ²			
分離槽撤去	RC造 1800x1100	1	式			
計						

津市建設部營繕課

津市建設部営繕課

[illegible]

解体 直接仮設						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
外部足場		1	式			別紙 00-0001
枠組本足場 (手摺先行据置型)	建枠 900×1700 布枠500+240 掛払い手間 12m未満 - -	1,041	m ²			
枠組本足場 (手摺先行据置型)	建枠 900×1700 布枠500+240 供用30日 賃料 修理費含む 12m未満 - -	297	m ²			
枠組本足場 (手摺先行据置型)	建枠 900×1700 布枠500+240 供用60日 賃料 修理費含む 12m未満 - -	312	m ²			
枠組本足場 (手摺先行据置型)	建枠 900×1700 布枠500+240 供用105日 賃料 修理費含む 12m未満 - -	432	m ²			
枠組本足場 (手摺先行据置型)	建枠 900×1700 布枠500+240 基本料 修理費含む 12m未満 - -	1,041	m ²			
仮設材運搬 (枠組本足場) (手摺先行据置型)	建枠幅900(二枚布)	1,041	m ²			
安全手すり (手摺先行据置型)	枠組本足場用 掛払い手間 -	161	m			
安全手すり (手摺先行据置型)	枠組本足場用 供用30日 賃料 修理費含む -	43.4	m			
安全手すり (手摺先行据置型)	枠組本足場用 供用60日 賃料 修理費含む -	56.9	m			
安全手すり (手摺先行据置型)	枠組本足場用 供用105日 賃料 修理費含む -	60.5	m			
安全手すり (手摺先行据置型)	枠組本足場用 基本料 修理費含む -	161	m			
仮設材運搬 (安全てすり) (手摺先行据置型)	枠組本足場用(手すり先行方式)	161	m			
計						

解体 直接仮設						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
内部足場		1	式			別紙 00-0002
内部仕上足場	掛払い手間 脚立足場 階高4.0m以下 -	478	m ²			
内部仕上足場	供用30日 賃料 修理費含む 脚立足場 階高4.0m以下 -	478	m ²			
内部仕上足場	基本料 修理費含む 脚立足場 階高4.0m以下 転用数 1	478	m ²			
仮設材運搬 (内部仕上足場 脚立足場)	2階建	478	m ²			
内部階段仕上足場	掛払い手間	15.7	m ²			
内部階段仕上足場	供用30日 賃料 修理費含む	15.7	m ²			
内部階段仕上足場	基本料 修理費含む	15.7	m ²			
仮設材運搬 (内部階段 仕上足場)		15.7	m ²			
内部仕上足場 (手すり先行方式)	掛払い手間 枠組棚足場 階高4.0m超5.0m未満 -	150	m ²			
内部仕上足場 (手すり先行方式)	供用30日 賃料 修理費含む 枠組棚足場 階高4.0m超5.0m未満 -	150	m ²			
内部仕上足場 (手すり先行方式)	基本料 修理費含む 枠組棚足場 階高4.0m超5.0m未満 平家用	150	m ²			
仮設材運搬(内部 仕上足場 棚足場) (手すり先行方式)	4.0m超5.0m未満	150	m ²			
内部仕上足場 (簡易型移動式足 場)	掛払い手間 階高5.0m以上5.7m未満	6.5	m ²			
内部仕上足場 (簡易型移動式足 場)	供用30日 賃料 修理費含む 階高5.0m以上5.7m未満	6.5	m ²			
内部仕上足場 (簡易型移動式足 場)	基本料 修理費含む 階高5.0m以上5.7m未満	6.5	m ²			
仮設材運搬 (内部仕上足場 簡易型移動式)	5.0m以上5.7m未満(3段)	6.5	m ²			
計						

津市建設部営繕課

解体		外構その他解体		外構その他解体		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
花壇1撤去		1	式			別紙 00-0004
低木密植栽撤去	h800×w900×φ350	13	本			
コンクリート立上り解体	集積共	0.6	m ³			
計						
花壇2撤去		1	式			別紙 00-0005
コンクリート立上り解体	集積共	0.4	m ³			
計						
フラッグポール撤去		1	式			別紙 00-0006
フラッグポール撤去	h6,000×φ100×2本	1	式			
コンクリート立上り解体	集積共	2.3	m ³			
計						
防災倉庫撤去		1	式			別紙 00-0007
防災倉庫撤去	6,058×2,438×h2,590 集積共	1	か所			
コンクリート基礎解体	集積共	0.1	m ³			
計						

解体		外構その他解体		外構その他解体		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
西側倉庫撤去		1	式			別紙 00-0008
西側倉庫撤去	1,800×1,130×h2,030 集積共	1	か所			
コンクリート基礎解体	集積共	0.1	m3			
計						
単管上屋撤去		1	式			別紙 00-0009
単管上屋撤去	14,900×4,325×h3,853 集積共	1	か所			
計						
ホース乾燥台撤去		1	式			別紙 00-0010
ホース乾燥台撤去	1,100×1,100×h11,000	1	式			
コンクリート基礎解体	集積共	7.5	m3			
コンクリート土間解体	犬走りt=100 集積共	2.8	m3			
RC杭引抜き	φ300 L=5,000×4本	1	式			
埋戻し(A種)	- 川砂の類	1.4	m3			
計						

解体		設備撤去		電気設備撤去		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
撤去費		1	式			別紙 00-0011
電灯分電盤 撤去	L-1	1	面			
電灯分電盤 撤去	L-2	1	面			
電灯分電盤 撤去	L-3	1	面			
動力分電盤 撤去	P-1	1	面			
動力分電盤 撤去	AC-2	1	面			
引込分電盤 撤去	LM-1	1	面			
手元開閉器函 撤去	3P30A	2	面			
端子盤 撤去	箱のみ	1	面			
端子盤 撤去	20P	2	面			
切替盤	DS3P100A	1	面			
サージシールド 撤去	20kVA	1	台			
照明器具 撤去	A	27	個			
照明器具 撤去	B	10	個			
照明器具 撤去	C	29	個			
照明器具 撤去	D	14	個			
照明器具 撤去	E	7	個			
照明器具 撤去	F	2	個			
照明器具 撤去	G	2	個			
照明器具 撤去	H	3	個			

解体		設備撤去		電気設備撤去		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
撤去費		1	式			別紙 00-0011
照明器具 撤去	I	4	個			
照明器具 撤去	J	3	個			
照明器具 撤去	K	2	個			
照明器具 撤去	L	1	個			
照明器具 撤去	M	1	個			
照明器具 撤去	N	1	個			
照明器具 撤去	O	1	個			
照明器具 撤去	P	2	個			
照明器具 撤去	Q	4	個			
照明器具 撤去	R	2	個			
照明器具 撤去	S	1	個			
照明器具 撤去	T	2	個			
照明器具 撤去	U	2	個			
照明器具 撤去	V	1	個			
照明器具 撤去	W	1	個			
照明器具 撤去	X	1	個			
スリッカー 撤去	天井形	8	個			
スリッカー 撤去	壁掛形 5W	1	個			
スリッカー 撤去	壁掛形 10W	2	個			

津市建設部營繕課

解体		設備撤去		機械設備撤去		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
撤去費	空調機・換気扇・配管・樹・衛生器具・配管切断プラグ止め含む	1	式			別紙 00-0012
パッケージエアコン撤去	冷房能力 7,100kcal/h 天吊形 ツイン	1	組			
パッケージエアコン撤去	冷房能力 4.0kW 壁掛形	1	組			
パッケージエアコン撤去	冷房能力 7.1kW 天吊形	1	組			
パッケージエアコン撤去	冷房能力 8.0kW 床置形	1	組			
パッケージエアコン撤去	冷房能力 9.0kW 天吊形	1	組			
パッケージエアコン撤去	冷房能力 14.0kW 床置形	1	組			
補給水槽撤去	0.1m ³ 架台共	1	台			
渦巻ポンプ撤去	1.5kW	1	台			
冷却塔撤去	50,000kcal/h	1	基			
パイプファン撤去	150φ ベントキャップ共	2	台			
壁掛換気扇撤去	200φ	4	台			
天井埋込形換気扇撤去	ベントキャップ共	2	台			
大便器撤去	タンク式 再使用しない	1	組			
和風便器撤去	タンク式 再使用しない	1	組			
小便器撤去	洗浄弁式床置小便器 再使用しない	2	組			
洗面器撤去	水栓1個、水栓2個 再使用しない	2	組			
手洗器撤去	再使用しない	1	組			
手術用手洗器撤去		1	台			
掃除流し撤去	バック付き掃除流し 再使用しない	1	組			

解体		設備撤去		機械設備撤去		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
撤去費	空調機・換気扇・配管・桟・衛生器具・配管切断プラグ止め含む	1	式			別紙 00-0012
汚物流し撤去		1	台			
混合水栓撤去		3	個			
シャワー水栓撤去		4	個			
洗濯機用水栓撤去		1	個			
鏡撤去	再使用しない	5	枚			
化粧棚撤去	陶器製 再使用しない	1	個			
うがい機撤去		1	台			
手指洗浄消毒器撤去		1	台			
エアークォール撤去		1	台			
ペーパータオルホルダー撤去		1	台			
硬質ポリ塩化ビニル管撤去	HIVP 地中配管 25A	23	m			
硬質ポリ塩化ビニル管撤去	HIVP 地中配管 40A	21	m			
硬質ポリ塩化ビニル管撤去	VP 地中配管 100A	101	m			
硬質ポリ塩化ビニル管撤去	VP 地中配管 125A	8	m			
硬質ポリ塩化ビニル管撤去	VP 地中配管 150A	30	m			
雨水桟撤去	450×450	11	組			
インバート桟撤去	450×450	1	組			
オイルタンク撤去	400L	1	台			
ガス給湯器撤去	5号	1	台			

解体						
設備撤去			機械設備撤去			
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
撤去費	空調機・換気扇・配管・桟・衛生器具・配管切断プラグ止め含む	1	式			別紙 00-0012
ガス給湯器撤去	20号	2	台			
浄化槽撤去	25人槽	1	組			
計						
掘方埋戻し		1	式			別紙 00-0013
根切り(機械)	バックホウ 0.13m3 排出ガス対策型 油圧式クローラ型	51.1	m3			
埋戻し	機 械 バックホウ 0.13m3 排出ガス対策型 油圧式クローラ型	51.1	m3			
山砂		11.4	m3			
計						
既設配管切断費		1	式			別紙 00-0014
キャップ止め (樹脂管類)	40A	1	か所			
キャップ止め (樹脂管類)	100A	7	か所			
キャップ止め (樹脂管類)	150A	2	か所			
計						

津市建設部營繕課

解体 発生材処分						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
発生材運搬	積込共（設備撤去分含む）	1	式			別紙 00-0016
発生材積込み	コンクリート類 機械	500	m ³			
発生材積込み	アスファルト類 機械	39.3	m ³			
発生材積込み	木材類 機械	27.6	m ³			
発生材積込み	廃プラスチック類 機械	5.6	m ³			
発生材積込み	陶磁器・ガラスくず類 機械	5.2	m ³			
発生材積込み	金属くず 機械	2.2	m ³			
石綿含有材 積込み	モルタル 人力	3.3	m ³			
石綿含有材 積込み	吹付材 人力	4.1	m ³			
石綿含有材 積込み	成型板 人力	2.3	m ³			
発生材運搬	コンクリート類	500	m ³			
発生材運搬	アスファルトがら	39.3	m ³			
発生材運搬	木材類	27.6	m ³			
発生材運搬	廃プラスチック類	5.6	m ³			
発生材運搬	陶磁器・ガラスくず類	5.2	m ³			
発生材運搬	金属くず	2.2	m ³			
発生材運搬 （石綿含有材）	モルタル	3.3	m ³			
発生材運搬 （石綿含有材）	吹付材	4.1	m ³			
発生材運搬 （石綿含有材）	成型板	2.3	m ³			
発生材運搬	スクラップ 控除 積込み共	1	式			

解体 発生材処分						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
発生材運搬	積込共（設備撤去分含む）	1	式			別紙 00-0016
発生材運搬 （水銀使用製品）	蛍光管類	0.1	m3			
計						
発生材処分費	積込共（設備撤去分含む）	1	式			別紙 00-0017
発生材処分	コンクリート類（RC杭処分含）	500	m3			
発生材処分	アスファルト類	39.3	m3			
発生材処分	木材類	27.6	m3			
発生材処分	廃プラスチック類	7	t			
発生材処分	陶磁器・ガラスくず類	5.3	t			
発生材処分	金属くず	2.5	t			
発生材処分	モルタル（石綿含有）	7.8	t			
発生材処分	吹付材（石綿含有）	9.6	t			
発生材処分	成型板（石綿含有）	2.6	t			
スクラップ 控除	鉄くず H3	66.2	t			
スクラップ 控除	アルミ	0.4	t			
蛍光管類	水銀使用製品	1	式			
計						

[illegible]

名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
仮囲い		1	式			別紙 00-0018
仮囲い	設置費 仮囲鉄板 H=2.0m -	200	m			
仮囲い	基本料 修理費含む 仮囲鉄板 H=2.0m t=1.2mm w=500 -	200	m			
仮囲い	H=2000 共用一日損料	150	日			
仮囲い	撤去費 仮囲鉄板 H=2.0m -	200	m			
仮囲い運搬	H=2.0m	200	m			
計						
仮設鉄板敷		1	式			別紙 00-0019
仮設鉄板敷	設置費 敷鉄板 1524×6096×22mm -	139	m ²			
仮設鉄板敷	整備費 敷鉄板 1524×6096×22mm -	139	m ²			
仮設鉄板敷	撤去費 敷鉄板 1524×6096×22mm -	139	m ²			
仮設鉄板敷	供用150日賃料 敷鉄板 1524×6096×22mm 6ヵ月以下	139	m ²			
仮設敷鉄板運搬		139	m ²			
計						

特記仕様書

【積算基準適用に関する事項】

本事項は、入札参加者の適切な見積に資するため、発注者が用いた積算資料を参考として提示するものです。

- ・公共建築工事積算基準（平成28年12月20日 国営積第18号）
- ・公共建築工事共通費積算基準（令和5年3月29日 国営積第8号）

【部分下請負通知書に関する事項】

受注者は、工事の一部分について下請負させる場合は、部分下請負通知書を監督員に提出すること。なお、下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、下請負業者（再下請負業者を含む）の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付すること。

【現場の管理に関する事項】

受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、氏名、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させること。

なお、作業者についても受注者名が分かるよう配慮すること。

<名札の例>

写 真 2cm×3cm 程度	主任・監理技術者 氏 名 ○○ ○○ 工事名 ○○○○○工事 工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会 社 ○○○○株式会社 印
----------------------	---

注1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2）印は所属会社の社印とする。

【安全対策に関する事項】

受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。

工事期間中の運搬車両及び重機等による騒音振動等については、周辺地域に及ぼす影響を最小限に食い止めると共に安全対策を講じること。また、施工に伴う公衆災害及び労働災害の防止に努めること。

なお、大型車両が出入りするとき、または、工事関係車両の出入りが頻繁になるときは、出入口等に誘導員を配置して事故防止に努めること。

【墜落制止用器具着用に関する事項】

本工事は、墜落制止用器具着用を要件とし、安全対策に努めること。

【前払い金に関する事項】

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、請負代金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いをするものとする。

【三重県産業廃棄物税に関する事項】

本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払い請求を行うこと。

なお、この期間を越えて請求することはできない。また、設計数量を越えて請求することはできない。

【工事实績情報の登録に関する事項】

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が土曜日、日曜日、祝日等を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

【法定外の労災保険の付保】

受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（法定外の労災保険）に付さなければならない。また、津市工事請負契約約款第57条第3項の定めにより、その証書又はこれに代わるものを遅滞なく発注者に提示すること。

【現場パトロールに関する事項】

当工事は、公共工事の品質確保の促進を図るものとして、検査課において施工状況の確認等の現場パトロールを行うことがある。

【石綿撤去に関する法令等】

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」「大気汚染防止法」等を遵守すること。

「石綿障害予防規則」に基づく石綿作業主任者を選任し管理すること。

【施工体制台帳】

受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請負金額に関わらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。

【社会保険等未加入対策】

適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書・作業員名簿により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

【法定福利費の負担】

法定福利費は事業主が負担しなければならない社会保険料であり、元請負人及び下請負人は見積時に法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があります。元請負人は標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書の提出を下請負人に働きかけること。また、二次下請以降についても同様に標準見積書の活用に努めること。

【完成報告書】

工事完成報告書の提出部数は3部とする。

【設計変更に関する事項】

設計変更を行う際には、津市設計変更ガイドライン（平成31年3月）を参考とする。

（津市HP「仕事・産業－入札・契約－工事・建設コンサルタント関係－調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照）

【建設発生土に関する事項】

建設発生土の搬出はありません。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
暴力団等の不当介入の排除等	本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成27年津市訓第76号）において使用する用語の例による。 1 受注者等の義務 (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。 なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。 2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。 また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。 3 契約等の解除 上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。
配慮依頼事項	本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。 なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。 1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。
津市公契約条例	本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例（津市条例第22号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。 1 受注者等の責務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。 2 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあっては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
労働環境の確保に係る誓約事項	津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。 また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。 2 関係法令に違反し、関係機関からは正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。

津市工事請負の地元調整に関する特記仕様書

1 趣旨

津市工事請負に係る地元調整については、三重県公共工事共通仕様書（以下「共仕」という。）の「受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない」及び特記仕様書の「受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること」と記載されている。

しかしながら、地元代表者に着工同意権があるように誤った解釈がされ、工事実施に支障をきたす事例が発生した。

このことから、本特記仕様書において、工事説明の進め方や不当要求行為等への対応について、必要な事項を定めるものである。

2 発注者及び受注者の責務

- (1) 工事発注に係る工事の必要性、設計図書における工事目的物の仕様及び施工条件などに係る地元調整に関することは、発注者の責務とする。
- (2) 上記(1)以外の工事目的物を完成するための施工に関する必要な地元調整は、受注者の責務とする。

3 定義

- (1) 「地元代表者等」とは、連合自治会長、自治会長等地域をとりまとめる者をいう。また、水利組合、漁業協同組合等など利害関係者の代表者を含むものとする。
- (2) 「不当要求行為等」とは、
 - ア 正当な理由なく面会を強要する行為又は拒否する行為
 - イ 暴力行為、脅迫行為
 - ウ 正当な権利行使を装い、又は社会常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為
 - エ 粗野又は乱暴な言動により他人に不安又は嫌悪の情を抱かせる行為
 - オ 下請負人等に特定の者を採用するよう要求する行為
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、工事に支障を生じさせる等一切の行為
- (3) 「下請負人等」とは、工事に係る下請負人、資材業者、運搬業者、測量業者及び設備・物品納入業者等をいう。

4 工事説明の進め方

- (1) 発注者は、発注前に地元代表者等と工事の目的、内容・効果、工事実施の条件等について協議を整え発注し、受注者決定後、工事名、工事場所、工期及び受注者について地元代表者等に依頼して、施工近隣住民に周知を行う。
- (2) 受注者は、受注後速やかに施工計画書を作成することとし、発注者による周知を行った後、工事開始時期、工事実施期間、交通規制方法など工事施工に関することを、地元代表者等に説明すること。その上で工事施工に関すること以外の工事の目的、内容・効果等受注者のみで対応できない説明を求められた場合には、発注者が同行のもと説明を行うものとする。
- (3) 受注者は、地元代表者等への説明後、共仕の「工事中の安全確保（工事説明書）」に基づき、必要に応じて、工事内容、工事実施期間、交通規制方法及び受注者連絡先を記した工事への協力を求めるための文書を作成し、配布するなど工事現場の説明性の向上を図るものとする。
- (4) 受注者の説明に対し、地元代表者等の協力を得ることができない場合は、工事名、工事場所、工期及び受注者について施工近隣住民等へ各戸配布により周知し、協力を求めるなど受注者及び発注者で協議し、工事を進めるものとする。

- (5) 工事着手後、施工方法等に変更が生じた場合は、必要に応じ、受注者は地元代表者等に説明すること。また、工事の施工に関する苦情や要望は、受注者が対応にあたるものとする。ただし、受注者の責務を果たしたうえで受注者のみで解決が困難な場合は、発注者も同行し、対応に当たるものとする。
- (6) 受注者は、地元調整を行った場合は工事実施に向けて調整及び協議した経緯を記録した書面、配布した文書等を工事打合せ簿に添えて監督員に提出すること。

5 不当要求行為等

- (1) 受注者は、不当要求行為等を受けた場合は、速やかに発注担当部(局)の部次長等（津市事務分掌規則（平成18年1月1日規則第6号）第4条第1項第2号に規定する部次長、同条第2号の2項に規定する局次長、同条第2項に規定する所長及び同条第5項第2号に規定する担当参事をいう。）に報告するとともに、所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。また、下請負人等が不当要求行為等を受けた場合は、その事実を受注者から発注担当部(局)の部次長等へ報告するとともに、下請負人等に所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターへ通報をさせるものとする。
- (2) 受注者による地元調整において、発注者が同行した際に、不当要求行為等を受けた場合は、受注者、発注者双方が所轄の警察署及び暴力追放三重県民センターに通報を行うものとする。
- (3) 受注者及び下請負人等は、不当要求等を受けた事実を記録しておかなければならない。

発注者指定型週休2日モデル工事に係る特記仕様書（公共建築工事編）

（目的）

- 1 建設産業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行するなか、若手技術者等の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、週休2日の確保による建設現場の就労環境の改善が求められている。このため、土曜日及び日曜日を工事現場閉所日とする取組を試行的に行うことにより、週休2日の普及促進を図る。

（週休2日の定義）

- 2（1）週休2日モデル工事の対象期間は、工事開始日から工事完了日のうち、非対象期間を除いた期間とする。
※非対象期間とは、「準備期間」、「後片付け期間」、「夏季休暇（3日間）」、「年末年始休暇（6日間）」、「工場製作のみの期間」、「工事事務等による不稼働期間」、「天災（豪雨、出水、土砂流、地震等）に対する突発的な対応期間」、「その他、受注者の責によらず閉所・現場作業を余儀なくされる期間」とする。
- （2）対象期間中、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所日とする（下請け業者を含む）。ただし、荒天（降雨・降雪等）や緊急対応等、やむを得ない理由がある場合に、現場閉所日に工事現場を稼働させた場合は、対象期間内で別の日に振替できるものとする。
※現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除き、現場事務所での事務作業も含め1日を通して現場事務所が閉鎖された状態をいう。

（受注者の取組内容）

- 3（1）受注者は、監督員と協議し決定した期日までに、閉所計画を記載した休日等取得計画／実績書を作成し、発注者に提出すること。
- （2）受注者は対象期間中、毎月、上記で作成した休日等取得計画／実績書に現場の閉所実績を追記し、発注者に提出すること。
- （3）受注者は、下請業者に対し、週休2日モデル工事の取組にあたり必要な事項について協力を依頼すること。

(経費の計上)

- 4 週休2日制に関する経費は、当初積算時に、4週8休以上（現場閉所日数／対象期間日＝28.5％以上）の現場閉所を前提とした補正係数（別紙1）を乗じた労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を計上する。

なお、対象期間中の現場閉所の達成状況が、4週8休未満（現場閉所日数／対象期間日数＝28.5％未満）となる場合は、補正分を減額変更する。

(現場閉所に係る調査)

- 5 モデル工事の現場閉所について疑義がある場合は、発注者は受注者に対し出勤簿等の提出を求めるなど、現場閉所に係る調査をすることがある。

(工事成績評点等)

- 6 (1) 発注者は、受注者の週休2日の達成状況や週休2日モデル工事の実施にあたり必要な書類の提出状況等に応じて、当該工事に係る検査において加点評価を行う。
- (2) 発注者は、受注者が週休2日を達成できなかった場合でも、減点評価を行わない。

費用計上する場合の積算方法等は、以下による。

(1) 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事等設計単価表（三重県）の労務単価に以下の補正係数を乗じて補正する。

・補正係数：1.05

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

(2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章6の表A-1、表E-1及び表M-1に代えて、(1)の補正係数を用いて算出した以下の表A-2、表E-2及び表M-2の補正率及び以下の式により基準単価及び基準補正単価を算出する。

なお、「基準単価」及び「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)による。

【新営工事の場合】

市場単価及び補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

市場単価及び補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

市場単価及び補正市場単価 × 改修補正率

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】

物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表A－2 建築工事の補正率

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、

「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通に補正率を示す。

工 種	摘 要※	4 週 8 休以上	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事		1.03	1.03
土工事		1.03	1.03
地業工事		1.03	1.03
鉄筋工事		1.04	1.04
コンクリート工事		1.04	1.04
型枠工事		1.03	1.03
鉄骨工事		1.04	1.04
既製コンクリート		1.03	1.03
防水工事	市場単価	1.02	1.09
防水工事（シーリング）	市場単価	1.04	1.17
防水工事	物価資料	1.02	1.02
石工事		1.02	1.02
タイル工事		1.03	1.03
木工事		1.02	1.02
屋根及びとい		1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.02	1.11
金属工事	物価資料	1.02	1.02
左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.04	1.18
左官工事	物価資料	1.04	1.04
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.12
建具（シーリング）	市場単価	1.04	1.19
建具	物価資料	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.04	1.18
塗装工事	物価資料	1.04	1.04
内外装工事	市場単価	1.03	1.15
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.10

内外装工事	物価資料	1.03	1.03
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.02	1.02
ユニットその他		1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03
舗装工事		1.02	1.02
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03

表E－2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	4週8休以上	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線ぴ及び同ボックス	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.03	1.17
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21
	プルボックス	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ケーブルラック用（壁・床）	1.03	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06
	（電動機その他接続材工事）金属製可とう電線管	1.03	1.17
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20
接地工事	（接地極工事）銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03

表M－2 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	4週8休以上	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧ファンパー類	1.03	1.18

ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25
衛生器具設備（ユニットを除く）	取付手間のみ	1.04	1.25